

環境影響評価について

【1】環境影響評価とは

環境影響評価（環境アセスメント）とは、開発行為等を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかについて、事業者が事前に調査、予測、評価をするとともに、環境を守るための対策を検討し、環境の保全の観点からよりよい事業計画をつくりあげていこうという制度です。

【2】環境影響評価対象事業について

豊中市は、市域の全域が市街化区域となっており、小規模の開発事業等であっても周辺の生活環境に影響を与えるおそれがあります。また、市街化の中で現存する自然環境の保全への配慮が必要です。そのため、1ヘクタール以上の事業や計画などを環境影響評価の対象としています。

【3】環境影響評価の評価項目について

事業や計画内容によって、環境に様々な影響をあたえることになります。これらの中から適切と思われる項目を選択して、調査を実施して頂きます。

- ①大気汚染、②水質汚濁、③土壌・地下水汚染、④騒音、⑤振動、⑥交通
- ⑦気象、⑧生態系、⑨景観、⑩文化財、⑪環境負荷

詳しくは、下記までご相談ください。

問い合わせ先

豊中市 環境部 環境政策課 環境企画係

第一庁舎 5階 TEL 06-6858-2127